

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮詢グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427



条約局長
 参事官
 条約課長
 法務課長
 在沖米軍企業等の取扱い
 (外務省コントロール)
 12月13日米側ペーパーはつづけ
 45.8.7
 条約
 本件米側ペーパーの各項目に鑑し、日本側トーキング
 ペーパーの山ガガ立場を留保し、かつ、外務省限りの見解を示
 しを明らかにしたうえ、口頭で米側(在京大使館事務
 レベル)に対して行なうべきヒリあえずのコメントは、下記
 の趣旨によろこびいたしたい。(A,B等、米側ペーパーの各項目)
 記
 A,B,D,E,F項につづけ

GA-6

外務省

A(外資系企業の免許)、B(財産权の保護)
 D(法令適用に鑑みる過渡期間の設定)、E(事業活動の
 繼続)及びF(労働及び自由取業)の問題につづけ
 企業、財産、労人の取業活動等の実態を把握のうえ
 わが国の法令及び経済政策について問題を具体
 的に限定するとか先が必要である
 前記の諸項目につづけは、(1)山ガガ、(2)
 11月21日の時点で legitimately engaged とするにつづけ
 equitable settlement を図る意向を有してゐること
 本件米側に明瞭かにしたばかりであること、(3)
 事業活動につづけは、本年9月1日より第三次資本自由

外務省

GA-6

化が実施される予定であることを及ぼし) (ii) 外国人労働

者に対する在留資格の問題として出入国管理令の

範囲内に片づけ問題であると思われる二つをあげて

① 米側の指摘方針。

C. 外貨送金

少年とも日本へ外資法上、認可を得た企業につき

2は、元利の送金の問題(日本へと戻る)。

G. MFN 除外 NT

中國へ沖縄返還後沖縄企業等につ

日米通商航海条約上の MFN 除外 NT を与えるべき

二点が当然である。ただし、米側の要求の中には本条約、
GA-6

保障する待遇を与えられるか、二つともあれば、

結局、A、B、F 等の問題は置き去り。

H. 地位協定 14条の問題

A、F 等の問題とは別の次元の問題であり、地位

協定適用の問題である。(14条上適用すべきのは、

指定行為であるが、同一の資格

に合致しないもので 14 条契約者として認めたと

は、地位協定の本土並み適用に反する。(つまり)

I. 課税問題

本項の趣旨から、復帰前に琉球税法又は布今上

課税対象にさしかかった者は納税義務履行清
GA-6

外務省

2. 課税対象について 総務省日本税法

遡及課税方針をしないという点で異なる

題材として考えられる。ただし、琉球税法等によつて

お課税すべきであつた租税又は未納の租税について

の課税権又は徴税権は二の限りである。

(注) 次の点を適宜補足説明する。

例えれば、在沖外資系企業の問題についてみれば、

日本の各種業法、外資法及び資本自由化法にこれら

(想像) 内容のありますのは一部の方にはさほどないと思われる。

従つて、いかがおしあはせ、先方企業の実態を調査し、いか

か具体的な問題があるかを把握したうえ、その

解決策を探求するというふうなべき方法と考え

る。問題の限定及び解決策。探求は、関係各省

の検討にまたねばならぬ。各省の検討を早急に行なう

しめるためにも実態調査を促進する必要があるわけ

ある。(すか、二のとく、労働、自由取引等の問題についても同じである。)

先に進むせよ。

(注) 財産権の保護に関する米側の方との意見交換の場合
には、「在沖方針」(もとより)
「私有財産を一般國際法に従
うる方針」が、在沖国法上例えは「企業法
」又は特許法等外国人に享有されるもの
について、在沖半国人がこのようす財産を
有する場合には困難な問題が生じうる。従つて
在沖半国人又は半系企業がこのようす特許等
財産を有しておからうかを早急に知る必要があ
る。旨答えることとする。

GA-6

外務省

秘
機
限

在沖米系企業等の取扱い

12月在沖例へ-10-12月2日

45.8.5

参考

本件米例へ-10-の各項目につきは、日本側トラン

ゲペーパーの立場を留保しつつ、外務省限りの見解

を明記したうえ、口頭にておえづのコト

を行なう。(12月在沖例へ-10-の各項目に該当する)

A, B, D, E, F 項へ-10-

A(外資系企業の免許)、B(財産権の保護)、D(法令適用)

用(12月在沖例へ-10-)の該定)、E(事業活動の継続)及
外務省

GA-6

2
件 F(勞働問題)の問題について、企業

財産、個人の取扱、労働等の具体を把握のうえ、いか

國の結合及び経済政策について問題を具体

的で限定方針などを先が必要である。

前記の諸項目については、(1) わか方 ~~は~~ ^は ~~settlement~~

~~settlement~~ を國子意向を示す所は、客年 11月 31日の時

某 ² Legitimately engaged ~~ありつけた~~ ^は ~~equitable settlement~~ を國子意向を有してお

ります。この半題は明らかにしたとあります。(2)

事業、活動については、本年 9月 1日より第三次通商自由化

地対策を実施するに伴い、(1) 外国人労働者

について在留資格の問題について出入国管理令、範

GA-6
外務省

3
国内で一片づけ問題をあると想定するにあわせて米

側に指摘する事項である。

~~本件 A 並びに all rights and priorities~~

12 半題は具体的に何を念頭に置くのか、E 项目

A と F と同じ問題を参考にすると E 项目的意即

か等が現状のものの中の不明要素について説明を要する

C. 外貨送金

中止して日本での外債法上、認可を得た企業につ

いては、元利の送金の問題はないと考へられてる。

G. MFN 及び NT

GA-6
外務省

<p style="text-align: right;">X</p> <p>わが國より^{沖縄}直轄後 在沖米系企業等に日本通商航海系約上、MFN 及び NT と之を並べて</p> <p>併存する。たゞ L. 半例、要本の中には系約の 保障子子 結論を二点</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p style="text-align: right;">S</p> <p>各自の立場からいへば二のよう案もへは、結局 A. B. F 等。(b)</p> <p>總じ置えました。</p> <p>H. 地位協定 14系の問題</p> <p>(1) 沖縄の長崎均等化問題</p> <p>(2) 今後 A. F 等の内題とは別、次元の内題</p> <p>あり、地位協定適用の内題もあつ。(14系上商格等 もへは、指定行為でありますれば認みぬるが、同条の (14系契約者比) 資格に合致しないものと認みたことは、地位協定 の本土並み適用に反する。(つまり、) こと</p> <p>I. 課税問題</p> <p>本項の趣旨が、復帰前に琉球銀行又は布令上</p>
--	--

<p style="text-align: center;">6</p> <p>課税対象にさしかかったもの又は納税済みの課税 対象につき復帰後は本土税法による課税を受ける</p> <p>二とセレシテ、二つ目では内題はまこと思ふ。</p> <p>たとし、税金徴収等によつても課税すべきであつた 組合、又は未納の組合につつての課税権則徴税</p> <p>（二つ限りでよい。） 税は（税金徴収等によつてある。（税金徴収等）</p> <p>税（二つ）場合、具体的に何を異会（つづかれて立子 立場が立る。）</p>	<p style="text-align: right;">条約局長 <i>○</i> 参事官 <i>○</i></p> <p style="text-align: right;">条約課長 <i>○</i> 法規課長 <i>○</i></p> <p style="text-align: right;">北米第一課長 <i>○</i> 半代工長 <i>○</i></p> <p style="text-align: right;">アメリカ局長 <i>○</i> 参事官 <i>○</i></p> <p style="text-align: right;">秘 無期限</p> <p>在沖米系企業等の取扱い <i>○</i> (米側ペーパーに対する外務省) コントラ申入山</p> <p>45.8.10 午前 (40分)</p> <p>8月10日、当方(多田、佐藤、柳井)より、来訪のシニット 書記官に討し、本件米側ペーパーの各項目につき、(1) 7月31</p> <p>日付の日本側トーキングペーパーの山川方基本的立場及び (2) 本コントラは外務省限りのとりあえずのものであるとの2点</p> <p>を留保しうえ、別途のコントラを行なったところ、応答の 模様次のとおり。</p> <p>1. 事業活動等 (1) 7月21-24の問題</p> <p>シニットは、事業活動につつて日本の法令・政策の適用上問 題にありうるのは一部のものに過ぎないと思ふが、内題か</p>
--	---

2

あることは間違ひなく、このため過渡的手段での貿易から
特別措置法の如きがこの如き現じてほし、旨重ねて

述べたので、当方より、今後は並べたとおり、事実關係
が不明で具体的な問題の所在がはつきりしませんまで

はいかなる措置をとるべきか決めようもすく、各開港
埠における検討は資本ためにも早急に実態を把握

する必要があることを強調し置いた。(註)と
(当方より)
現行の資本自由化表英訳を手交するところに

第三次自由化の手続は言及しつつこれが方、アフリカ等
について適宜補足説明した。)

(2) 実態調査

「(註)は、日本側が実態を知りながらも意持け分るか、

現在準備委を通じて行なうる survey は、
questionnaire を受け取った企業の一部しか回答しない

GA-6

外務省

3

見送りであり、こんなことは実態調査も終らずうち
12月2年になつてしまふのだけれど、かとの焦燥感を示し、

かの、例えは、琉球を置いて日本政府が独自に
調査を進めた方が早いわけないかと述べたので、當

方より、日本側としては準備委を通じて survey は足らざる
ところがあらば、これを補うようを authentic の情報

を米側から入手したく、二つとも協力して欲しい旨要望
したところ、「(註)は大使館としても協力方を旨約し

た。(其の際、「(註)は、米企業のうちには license を發
けたまま放置しているものもあるが、半個と云はる、その

ような企業が直轄経営の license を実施して、
云つても、これを保護してほしいとは云ふが、つまり云々

ある筆者へつたので、其のうえをのがちるから
おさら、米側より、補足資料が欲しい旨述べ置いた。)

GA-6

外務省

4

2. 外貨送金

外貨送金の問題：当方のコントラクターは「つき、」五二、一

(1) 日本の外資法の認可を得た企業が外貨送金を認可

からしていつても沖縄の米企業、ひとつは意味ある

(上記文書)

(2) 沖縄の foreign investment licenses は總
統領日本法令上の licenses と違はずかずかしく日本

法令に基づく licenses を認めること必要があるのか
を知りたい。首先に（1）現在半島企業が最も知りたいか

ついておこなはる範囲の企業が總統領生活
部を認めていたかといふことをある旨述べた。当方

より、ごめんなさい。（1）の点につけて、總統領事務所活動を繼續しているもの何かの形で外資法との他

の（開）統領令に乗りかねを得ないか、（2）の手続的の向
題點（1）、実質的問題は、またに今後各開通省によく

GA-6

別冊書類等請求、外務省
別冊附則（北洋の復讐）五二、一

5

（2）検討を行なったうえで決定された問題である

2. 現段階で何とか云えども首答之左。

3. 最東国経済及~~と~~内国民経済

当方のコントラクターは、先方より別段の發言はなかった。

4. 地位協定 14条の問題

当方のコントラクターは、「五二、一」本件が地位協定適用

（該子項は了解せぬ旨）

（2）問題（2）米側として在沖半 contractors の行為

地位協定の修正を計らうと計画する旨、首度へいた。

現在沖縄に活動中の contractors の中には總統領

（開）統領令の活動が認めていた（五二、一）からその範

域に在る半室玉様のものか、（3）首付言ひし。

GA-6

外務省

<p>5. 課税問題</p> <p>「私は、米側としても日本側コントローラー理解してます。</p> <p>支那にても、自分としては、経済上納税義務</p> <p>(中絶) 日本に返還時に未納であるよ車租税 = お</p> <p>日本車は、支那に日本側で31度3ヶ月もとて たとへた。</p> <p>6. 7月、「22」日、当方コントローラー全般的車印影ヒル (a) 何らかの暫定的な特別措置が必要であるとの見解 合意書にはいかないが、(b) 日本側の検討のため あるが必要であることは理解したと、(ii)</p> <p>本日7月22日はヒルone stepへ飛ばすと、R.W.(?)</p>	<p>7</p> <p>少しあり課税問題=つ。日本側が一般的に適用</p> <p>課税を行なつておるが、これが日本の企業</p> <p>を安心させる材料となりました。</p>
---	---